

緊急事態宣言の解除に伴う知事メッセージ

4月7日に本県に出された、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は、本日、5月25日に解除されました。

これは、約1か月半にわたって、県民や事業者の皆さんが、徹底した外出自粛や休業要請などに、一丸となって取り組んでいただいた賜物です。この間の皆さんのご理解、ご協力に深く感謝いたします。

しかし、緊急事態宣言が解除されたことで、気を緩めてしまえば、一気に感染の第2波が生じる恐れがあります。

そのため皆さんには、引き続き、「マスクの着用や手洗いを徹底する」「3つの密を避ける」「感染防止対策がなされていない場所へは行かない」など、新型コロナウイルスは身近にあるという意識を持って、行動いただくようお願いします。

また、当面の間、繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所へ行くことや、生活や仕事に必要な場合を除き、県域を越えて移動することは、控えていただくようお願いします。

一方、「遊興施設等」「大学、学習塾等」「運動・遊技施設」「劇場等」「集会・展示施設」「商業施設」「文教施設」に行っていた休業要請は、適切な感染防止対策を講じていただくことを前提に、5月27日午前0時に解除しますが、営業は夜10時までとするよう要請します。

また、飲食店など食事提供施設についても、適切な感染防止対策を講じていただくことを前提に、営業は夜10時までとするよう要請します。

こうした段階的な措置の解除については、専門家の意見などを踏まえながら、今後、総合的に判断してまいります。

県では、感染防止対策に取り組む事業者に、財政的な支援制度を用意しています。また、事業者が行う取組をお客様や従業員などに見える化し、その発信を支援するため、「感染防止対策取組書」を簡単に作成できる仕組みを構築します。

取組書には、万一、事業所で感染者が出た場合に、濃厚接触の疑いがある方に速やかに通知する、LINE コロナお知らせシステムの二次元バーコードも掲載します。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、緊急事態宣言解除後も続きます。

県では、万一、感染爆発が起こっても医療崩壊を招かないよう、引き続き、神奈川モデルによる医療体制の充実に取り組みます。

また、感染防止対策に取り組む事業者を後押しし、その頑張る姿に見える化することで、皆さんが安心して利用できる流れを作り上げてまいります。

令和2年5月25日

神奈川県知事 黒岩 祐治